

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年
条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「に出席したとき」の次に「（公用車を利用して出席したときを除
く。）」を加え、「（公用車を利用して出席したときは、当該定める額の 2 分の 1 の
額）」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 5 キロメートル未満 日額 1, 0 0 0 円
- (2) 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満 日額 2, 0 0 0 円
- (3) 1 0 キロメートル以上 日額 3, 0 0 0 円

別表職員倫理審議会委員の項の次に次のように加える。

公文書等管理委員会委員	日額 10,000 円
-------------	-------------

別表再生可能エネルギー等導入推進会議委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の第 6 条第 3 項
の規定は、同日以後における、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員

会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の議会の会議への出席について適用する。

(提出理由)

議会の会議への出席に係る特別職の職員の費用弁償を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）新旧対照表

改正後（案）	現行																												
（費用弁償） 第6条 特別職の職員が、公務のため旅行するときは、旅行に要する費用を弁償する。 2 〔略〕 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員が議会の会議に出席したとき（<u>公用車を利用して出席したときを除く。</u>）は、次の各号に掲げる議会棟から当該委員の住所までの直線距離の区分に応じ、当該各号に定める額 _____ を費用弁償として支給する。 (1) <u>5キロメートル未満 日額1,000円</u> (2) <u>5キロメートル以上10キロメートル未満 日額2,000円</u> (3) <u>10キロメートル以上 日額3,000円</u> 別表（第1条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>職員倫理審議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td><u>公文書等管理委員会委員</u></td><td><u>日額 10,000円</u></td></tr> <tr> <td>防災会議委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>環境紛争調整委員会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> </table>	区分	報酬の額	〔略〕		職員倫理審議会委員	日額 10,000円	<u>公文書等管理委員会委員</u>	<u>日額 10,000円</u>	防災会議委員	日額 10,000円	〔略〕		環境紛争調整委員会委員	日額 10,000円	（費用弁償） 第6条 特別職の職員が、公務のため旅行するときは、旅行に要する費用を弁償する。 2 〔略〕 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員が議会の会議に出席したとき _____ は、次の各号に掲げる議会棟から当該委員の住所までの直線距離の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>公用車を利用して出席したときは、当該定める額の2分の1の額</u>）を費用弁償として支給する。 (1) <u>4キロメートル未満 日額5,000円</u> (2) <u>4キロメートル以上8キロメートル未満 日額6,000円</u> (3) <u>8キロメートル以上 日額7,000円</u> 別表（第1条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>職員倫理審議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td><u>〔新設〕</u></td><td></td></tr> <tr> <td>防災会議委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>環境紛争調整委員会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> </table>	区分	報酬の額	〔略〕		職員倫理審議会委員	日額 10,000円	<u>〔新設〕</u>		防災会議委員	日額 10,000円	〔略〕		環境紛争調整委員会委員	日額 10,000円
区分	報酬の額																												
〔略〕																													
職員倫理審議会委員	日額 10,000円																												
<u>公文書等管理委員会委員</u>	<u>日額 10,000円</u>																												
防災会議委員	日額 10,000円																												
〔略〕																													
環境紛争調整委員会委員	日額 10,000円																												
区分	報酬の額																												
〔略〕																													
職員倫理審議会委員	日額 10,000円																												
<u>〔新設〕</u>																													
防災会議委員	日額 10,000円																												
〔略〕																													
環境紛争調整委員会委員	日額 10,000円																												

〔削る〕		再生可能エネルギー等導入推進会議委員	日額 10,000円
地下水浄化対策検討委員会委員	日額 10,000円	地下水浄化対策検討委員会委員	日額 10,000円
〔略〕		〔略〕	

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行し、この条例による改正後の第６条第３項の規定は、同日以後における、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の議会の会議への出席について適用する。